

厚生労働大臣が定める掲示事項

(掲示事項等告示第1関係)

○入院基本料に関する事項

「当院病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の勤務配置は次のとおりです。」（※月平均1日当り（0時～24時）の看護職員合計配置数）

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの患者様受け持ち人数は、5人以内です。（直近1年間の平均入院患者数に対して）
- ・夕方17時～翌朝9時まで、看護職員1人当たりの患者様受け持ち人数は、18人以内です。（直近1年間の平均入院患者に対して）

また、朝7時30分～夜21時00分までの時間帯は、患者様の身支度や食事等の身のまわりのお世話をさせていただく看護補助職員が1日延べ3人勤務しています。

○入院食事療養に関する事項

「入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」

岩下病院